

2020（令和2）年9月3日

厚生労働大臣	加藤 勝信 様
厚生労働副大臣	橋本 岳 様
厚生労働副大臣	稲津 久 様
厚生労働大臣政務官	小島 敏文 様
厚生労働大臣政務官	自見はなこ 様
厚生労働省保険局医療課長	井内 努 様
中央社会保険医療協議会会長	小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会	委員 各位

京都府保険医療協議会  
理事長 鈴木



## 令和2年9月30日を期限とする経過措置の延長に係る緊急要請

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度の拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症拡大の1日も早い終息に向けて、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,300人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、当協会が7月に京都府内の病院を対象に実施したアンケート調査「新型コロナウイルス感染症拡大による施設基準管理への影響調査」の結果（7月8日に送付）や、8月19日の第464回中央社会保険医療協議会総会の資料「新型コロナウイルス感染症への対応とその影響等を踏まえた診療報酬上の対応について」にもありますように、新型コロナウイルス感染症拡大により診療報酬における施設基準管理に影響が出ていることが明らかとなっています。

この状況を受けて、同日の中医協総会では、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いを整理いただいた上で、その対象となる施設基準や保険医療機関等の拡大と、令和2年度診療報酬改定により要件が見直され、経過措置が設けられている一部の項目について、その期限の延長をご提案いただきました。

経過措置期限の延長が提案されたのは、令和2年9月30日が期限とされている項目のうち、「重症度、医療・看護必要度の施設基準」「回復期リハビリテーション病棟入院料1・3のリハビリテーションの効果に係る実績の指数」「地域包括ケア病棟入院料（特定一般入院料の注7も同様）の診療実績に係る施設基準」の3つで、9月1日付厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、別途、通知等の改正を行う予定とされています。しかし、PCR検査等の体制が当初に比べ充実してきてはいるものの、新型コロナウイルス感染防止の観点から、病院等施設をまたいだ患者の移動（他施設への転院、他施設からの患者受入れ等）を抑制せざるを得ない実情から、下記内容についても経過措置期限の延長を実現下さるよう、緊急にお願い申し上げます。

謹 言

記

1. 地域包括ケア病棟入院料の「許可病床数が400床以上の保険医療機関における自院の一般病棟から転棟した患者の割合に係る施設基準」についても、令和2年9月30日とされている経過措置期限を延長すること

以上

(補足) 令和2年9月30日を期限とする経過措置が設けられた項目一覧 ①

○ 令和2年度診療報酬改定において、令和2年9月30日を期限とする経過措置が設けられた項目は、以下のとおり。

※ 赤字点線囲み内の項目：今回の整理(案)の対象

項目	経過措置
初診料の注2及び外来診療料の注2に係る病床数要件	令和2年9月30日までの間、「地域医療支援病院(一般病床200床未満を除く。)」とあるのは、「許可病床400床以上の地域医療支援病院」とする。
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の測定方法	令和2年3月31日時点で、急性期一般入院料7、地域一般入院料1、特定機能病院入院料(7対1結核病棟、10対1一般病棟)、専門病院(10対1)、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている病棟については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、令和2年度改定前の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えない。
重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和2年3月31日時点で、急性期一般入院基本料(急性期一般入院料4を除く)、7対1入院基本料(結核、特定(一般病棟)、専門)、看護必要度加算(特定、専門)、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を算定している病棟又は病室については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとする。
特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の測定方法	令和2年3月31日時点で、救命救急入院料、特定集中治療室管理料の届出を行っている病棟については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、令和2年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えない。
ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の測定方法	令和2年3月31日時点で、ハイケアユニット入院医療管理料の届出を行っている病棟については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、令和2年度改定前のハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えない。
療養病棟入院基本料	令和2年3月31日時点で、療養病棟入院基本料の届出を行っている病棟については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」及び「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」に係る施設基準を満たしているものとする。
抗菌薬適正使用支援加算	令和2年3月31日時点で抗菌薬適正使用支援加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、院内研修及びマニュアルに「外来における抗菌薬適正使用」の内容を含めることに係る要件を満たしているものとする。

39

(補足) 令和2年9月30日を期限とする経過措置が設けられた項目一覧 ②

○ 令和2年度診療報酬改定において、令和2年9月30日を期限とする経過措置が設けられた項目は、以下のとおり。

※ 赤字点線囲み内の項目：今回の整理(案)の対象

項目	経過措置
回復期リハビリテーション病棟入院料1・3	令和2年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料	許可病床数が400床以上の保険医療機関であって、令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟を有するものについては、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、自院の一般病棟から転棟した患者の割合に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料(特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料(特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟又は病室については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、診療実績に係る施設基準を満たしているものとする。
連携充実加算(外来化学療法加算)	令和2年3月31日時点で外来化学療法加算1の届出を行っている保険医療機関については、 <b>令和2年9月30日</b> までの間に限り、「当該保険医療機関において地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施すること。」の基準を満たしているものとする。
調剤基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局(後発医薬品減算)	後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定については、 <b>令和2年9月30日</b> の間は現在の規定を適用する。
特定薬剤管理指導加算2	<b>令和2年9月30日</b> の間は、研修会への参加の基準は満たしているものとして取り扱う。